

マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、様々なメリットがあります。

データに基づくより良い医療を受けることができる

受診時・調剤時にマイナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や健康診断などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができます。

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば「限度額適用認定証」がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます（ただし、住民税が非課税の方は申請が必要です。）。

マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Tax による送信ができます。さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報が自動入力できます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行 ATM から行う



マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバーカードの健康保険証利用
についてもっと知りたい方はこちら

